

令和3年9月那須塩原市議会定例会議

議事日程（第6号）

令和3年9月27日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第76号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第77号 那須塩原市税条例等の一部改正について
議案第78号 那須塩原市火入れに関する条例の一部改正について
議案第79号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について
請願第 1号 選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書を国会及び政府への提出を求める請願
陳情第 2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書採択に関する陳情
陳情第 3号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情
（各委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）
議案第68号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第69号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第70号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第71号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
議案第72号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第73号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
議案第74号 令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第75号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 認定第 1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 令和2年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 令和2年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について
認定第 9号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 4 議案第80号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 5 議案第81号 財産の取得について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 6 発議第18号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 7 発議第19号 那須塩原市議会業務継続計画の改定について
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 8 発議第20号 議員の派遣について
(採決)

日程第 9 発議第21号 選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（25名）

1番	堤	正	明	議員	2番	三本木	直	人	議員
3番	林	美	幸	議員	4番	鈴木	秀	信	議員
6番	田村	正	宏	議員	7番	森本	彰	伸	議員
8番	益子	丈	弘	議員	9番	小島	耕	一	議員
10番	山形	紀	弘	議員	11番	星野	健	二	議員
12番	中里	康	寛	議員	13番	齊藤	誠	之	議員
14番	佐藤	一	則	議員	15番	星	宏	子	議員
16番	平山		武	議員	17番	相馬		剛	議員
18番	大野	恭	男	議員	19番	鈴木	伸	彦	議員
20番	松田	寛	人	議員	21番	眞壁	俊	郎	議員
22番	中村	芳	隆	議員	23番	齋藤	寿	一	議員
24番	山本	はる	ひ	議員	25番	玉野		宏	議員
26番	金子	哲	也	議員					

欠席議員（1名）

5番	室井	孝	幸	議員
----	----	---	---	----

説明のために出席した者の職氏名

市長	渡	辺	美知太郎	副市長	渡	邊	和	明
副市長	亀	井	雄	教育長	月	井	祐	二
企画部長	小	泉	聖一	総務部長	小	出	浩	美
総務課長	平	井	克己	財政課長	広	瀬	範	道
市民生活部長	磯		真	気候変動対策局長	黄	木	伸	一
保健福祉部長	鹿	野	伸二	子ども未来部長	田	代	正	行
産業観光部長	富	山	芳男	建設部長	関		孝	男
上下水道部長	河	合	浩	教育部長	後	藤		修
会計管理者	織	田	智富	選管・監査・固定資産評価委員会・公平委員事務局長	板	橋	信	行
農業委員会事務局長	田	代	宰士	西那須野支所長	久	留	生	利
塩原支所長	八	木	沢	信	憲			

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 増 田 健 造

議事調査係長 佐々木 玲男 奈

議事調査係 飯 泉 祐 司

議事課長 渡 邊 章 二

議事調査係 室 井 理 恵

議事調査係 伊 藤 奨 理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（松田寛人議員） 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25名であります。5番、室井孝幸議員から欠席する旨の届出がありました。

◇

◎議事日程の報告

○議長（松田寛人議員） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◇

◎議案第76号～議案第79号並びに請願・陳情等の各委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松田寛人議員） 日程第1、議案第76号から議案第79号までの条例案件及びその他の案件、合わせて4件並びに請願第1号、陳情第2号及び陳情第3号についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案4件並びに請願・陳情3件については、関係常任委員会に付託しております。

各委員長は一括して審査の結果を報告願います。初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。10番、山形紀弘議員。

〔総務企画常任委員長 山形紀弘議員登壇〕

○総務企画常任委員長（山形紀弘議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務企画常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

令和3年9月那須塩原市議会定例会議において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件2件、広域行政事務組合規約の変更案件1件、新たに受理された請願1件、新たに受理された陳情1件であります。

この案件を審査するため、去る9月13日から9月15日まで、議場、303会議室及びオンライン会議において、委員全員出席の下、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

まず初めに、企画部デジタル推進課所管の議案第76号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

委員から、特別職非常勤職員にする目的と月額5万円の積算根拠を伺うとの質疑があり、執行部から、現在DXに関する助言や支援、小中学校の講演や有識者懇談会の会長を無償で行っている。任命時には月四、五回の支援をお願いしていたが、現在は月に10回以上、メールの支援においては月に30回以上のやり取りをしている。今後は、DX推進戦略の策定や電子市役所に代わる新たな計画の策定、分散型地域づくりのために必要なネットワークシステムの再構築などの活動のために必要であり、月額の報酬の基準はないが、顧問弁護士と同等の報酬を設定したとの答弁がありました。

審査の結果、議案第76号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務部課税課所管の議案第77号 那須塩原市税条例等の一部改正について申し上げます。

委員から9月入湯分までの税込でPCR検査事業を行えると見込んでいるが、税込額はどれくら

いなのか同うとの質疑があり、執行部から、現在のところ9月入湯分までの税収の引上げ分のみで1,100万円ほどを見込んでいるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第77号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、企画部企画政策課所管の議案第79号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について申し上げます。

委員から意見や質疑等はありませんでした。

審査の結果、議案第79号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第1号 選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書を国会及び政府への提出を求める請願について申し上げます。

委員から、選択的夫婦別姓制度の導入を求めるのではなく、国において議論を求める意見書としたのはなぜかとの質疑があり、参考人からは、国会議員にメールをしているがなかなか進まない。自分たちの住んでいる市の市議会が意見書を提出することで、一步でも前に進めればありがたいとの回答がありました。

採決の結果、請願第1号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第3号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情について申し上げます。

審査において、委員から特に質疑はございませんでした。

不採択とすべきとする委員から、政府や国会などの責任ある機関において専門的な知見を駆使し、結論を見いだすべき内容である。地方議会としては、本件陳情において判断することは避けるべきであることから、この陳情については不採択とすべきとの反対討論がありました。また、採択すべ

きとする委員から、非常に不備のある再審制度になっており、法律の専門家ではないものの、今まで49の市町の議会がこれを採択していることから、地方から、再審を要求した人がスムーズに改めて裁判ができるような形にしてほしいという要求をすることは真つ当なものであることから、この陳情について採択すべきとの賛成討論がありました。

採決の結果、陳情第3号については、多数決により不採択とすべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（松田寛人議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

7番、森本彰伸議員。

〔福祉教育常任委員長 森本彰伸議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（森本彰伸議員） 福祉教育常任委員会の審査の経過と結果について、御報告いたします。

令和3年9月那須塩原市議会定例会議において、当委員会に付託された案件は、陳情案件1件であります。

この案件を9月15日、議場において、委員9名出席の下、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見などを中心に申し上げます。

それでは、陳情第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書採択に関する陳情について申し上げます。

委員から、沖縄県で戦没者の遺骨収集につながる可能性があるとして177か所のうち、79か所の調査が済んでいて、いずれの場所でも遺骨が見つかっていないということ。また、万が一、遺骨が発見された時の、通報から埋葬までのフローチ

ヤートもつくられているということ。さらに、土砂が埋立てに使用されるのかどうか事実がはっきりしないということ。このような理由から、我々地方議会が政府に意見書を出すことはすぐわないとの意見がありました。また、ほかの委員からは、我々那須塩原市の市議会議員がこのコロナ禍に現地に行って詳細に調査をすることもできない。この問題は、戦没者に対する慰霊や防衛問題なども絡んでいることから、非常に慎重に取り扱わなければならない問題だと思う。判断は政府に任せるべきであると考えたとの意見がありました。

審査の結果、陳情第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書採択に関する陳情は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（松田寛人議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

6番、田村正宏議員。

〔建設経済常任委員長 田村正宏議員登壇〕

○建設経済常任委員長（田村正宏議員） 建設経済常任委員会の審査の経過と結果について、御報告をいたします。

令和3年9月那須塩原市議会定例会議において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件1件であります。

この案件を審査するため、去る9月14日、議場において委員7名出席の下、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては、各委員から出された質疑などを中心に申し上げます。

産業観光部農林整備課所管の議案第78号 那須

塩原市火入れに関する条例の一部改正について申し上げます。

委員からこの改正による効果はとの質疑があり、執行部からは、様式の改正により事務の簡素化及び効率化が図られるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第78号については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（松田寛人議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第77号 那須塩原市税条例等の一部改正について討論を許します。

15番、星宏子議員。

〔15番 星 宏子議員登壇〕

○15番（星 宏子議員） 議案第77号 那須塩原市税条例等の一部改正について賛成の立場で討論します。

本条例の変更理由は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、PCR検査の縮小に伴い入湯税を減額するというものですが、PCR検査費用は目的税を導入した際、入湯税と置き換えることが条件でした。条例を改正し、入湯税を導入するときには、十分に観光施設関係者に説明がされず、意見が分かれ、市議会においても執行部

提出案に対し修正動議をかけ、宿泊料金に応じた入湯税額に修正しました。

全国的に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んでいる状況ではございますが、シルバーウィークなどの連休は観光客も増加、人の交流が盛んになれば、感染拡大の懸念は払拭できず、アレルギーなどで接種ができない方や接種を希望しない方もいることを考慮すると、ワクチン接種と観光事業関係者のPCR検査は今後も実施していくべきであり、費用を賄えるのであれば入湯税を元の金額に戻すべきであると考えます。

ですが、昨年9月に改正した本条例は、入湯税課税期間を来年3月31日までとしており、その期間途中で改正することは関係者に混乱を招きかねません。

議案第77号 那須塩原市税条例等の一部改正については、今後観光事業関係者に漏れなく丁寧な説明をしていくことを強く要望し、本議案に対して賛成の討論といたします。

○議長（松田寛人議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第76号、議案第78号及び議案第79号の条例案件及びその他の案件3件については討論の通告者がおきませんので、討論を省略いたします。

ただいまの3件及び議案第77号について、各常任委員長報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第76号から議案第79号までの条例案件及びその他の案件合わせて4件について、各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第79号までの条例案件及びその他の案件合わせて4件については、

原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情に入ります。

初めに、請願第1号については討論の通告者がおきませんので、討論を省略いたします。

ただいまの請願第1号について、総務企画常任委員長報告は採択とすべきものです。

これより電子採決システムで採決をいたします。

請願第1号 選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書を国会及び政府への提出を求める請願について、採択することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、請願第1号は採択と決しました。

次に、陳情第2号について、討論通告者に対し順次討論を許します。

14番、佐藤一則議員。

〔14番 佐藤一則議員登壇〕

○14番（佐藤一則議員） 14番、佐藤一則です。

陳情第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書採択に関する陳情の採択について反対の立場で討論いたします。

戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないことには異を唱えることはありません。米国の国立公文書館等が保有する資料の調査により、沖縄の戦没者遺骨収集につながる可能性があるとして177か所については、国が沖縄県に委託している戦没者の遺骨収集等に係る事業の一環として、戦没者遺骨情報センターが計画的に調査を実施しているところであり、当該177か所のうち、令和

3年3月末時点で調査を終了したところは79か所で、いずれも戦没者の遺骨の収集にはつながっていません。

埋立てに使うのは遺骨混入の可能性がある表層の土砂ではなく、その下の地層の石灰石ですので、遺骨を含む土砂が埋立てに使われることはありませんと工事の直接の担当機関である沖縄防衛局の局長が明言しています。

遺骨が発見された場合は、戦没者遺骨収集・発見フローチャートにより、市町村、警察に通報され、現場確認後、戦没者の遺骨と推定される場合は、戦没者遺骨収集センターが収骨し、国立沖縄戦没者墓苑に納骨されます。

以上のように、埋立てに関しては現在、国と沖縄県が取り組んでいるところであり、地方議会的那須塩原市議会が意見書を提出することには違和感を禁じ得ません。

よって、陳情第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書採択に関する陳情については、採択に反対をいたします。

○議長（松田寛人議員） 24番、山本はるひ議員。

〔24番 山本はるひ議員登壇〕

○24番（山本はるひ議員） それでは、陳情第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書採択に関する陳情について、採択すべきという立場で討論をいたします。

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われました。その犠牲者の遺骨を含む土砂を埋立て工事に使うな、そうした趣旨の意見書が金沢市、大阪市、長野市、奈良県などの全国の地方議会で可決をされています。

76年前の太平洋戦争末期、沖縄本島南部は最後

の激戦地となり、日米で20万人以上の方々が亡くなっています。防衛省は、業者が遺骨の有無を判別する、混入する土砂は埋立てに使用しないとしていますが、現地で40年にわたり遺骨収集を続ける地元の人によれば、目で見ても遺骨の有無を識別するのは不可能だと疑問を持っています。

那須塩原市議会に出されたこの陳情は、基地建設の賛否ではなく、単純に人道上の問題だとあり、戦没者の尊厳を守る意志を示してほしいので、意見書を提出してほしいというものです。

添付された意見書案にも、さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土を埋立てに使用することは人道上許されない。よって、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを強く要請すると結んでいます。

糸満市の平和記念公園内にある平和の礎には、国籍を問わず、また軍人、民間人の別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,632名の犠牲者の名が刻まれています。栃木県は696人です。

詳細は陳情の添付資料を御覧いただきたいと思いますが、記念公園内には、昭和41年11月9日に建立された栃木の塔があって、沖縄戦と南方諸地域戦没者3万1,495柱が合祀されています。コケむして黒味を帯びた荘厳な墓の前に立った私は、しばらく動くことができませんでした。

この地域には、戦争で犠牲を強いられた民間人や兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも、ボランティアによる遺骨収集が続いています。

国は2016年、超党派の議員立法により全会派一致で戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を制定し、戦没者の遺骨収集は国の責務としています。厚生労働省のDNA鑑定が導入され、身元特定につながった例も相次いでいます。

法律の基本的な計画の初めには、戦没者の遺族

の心情に鑑み、戦没者の遺骨の尊厳を損なうことのないよう丁寧な配慮をしつつ、戦没者の遺骨収集を推進する必要があるとしています。

今回の土砂採取計画は、この法の趣旨に反し、遺族の感情を踏みにじる行為です。さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されることではありません。

以上、陳情を採択することに賛成の立場での討論といたします。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

〔1番 堤 正明議員登壇〕

○1番（堤 正明議員） 1番、日本共産党、堤正明でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に、市長をはじめ、関係部署の職員の方々が日常業務に加えて日々御奮闘されていることに感謝を申し上げます。

それでは、陳情第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書採択に関する陳情の採択について賛成する討論です。

陳情要旨の内容は、人道的見地から沖縄防衛局による沖縄本島南部からの埋立て用土砂採取計画の断念を国に要請する意見書の提出を求めるというものです。陳情内容にある、この埋立て用の土砂は、沖縄の地上戦の激戦地である沖縄本島南部から採取しようとしており、この土砂の中には戦没者の遺骨が混じっていることが分かっています。沖縄防衛局は遺骨に配慮した上で土砂を採取すると言っていますが、南部地域の戦没者遺骨の特徴は砲撃などによる破碎骨が多く、さらに76年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。戦後76年が経過をし、風化が進み、遺骨が土砂に混じっているかど

うかは、目視など通り一遍の確認で分かるはずがありません。採石業者は重機で掘り進めるのですから、丸ごと採取することにならざるを得ません。

私は、このような犠牲者の血、肉が染みた土砂の採取はすべきではないと考えます。戦没者を冒瀆する土砂の採取計画は直ちに撤回すべきものと考えています。

また、戦没者の遺骨収集は国の責務です。国は遺骨収集を国の責務と定めた2016年成立の戦没者遺骨収集推進法に基づき、戦没者の無念と遺族の心情に寄り添い、遺骨の収集と返還に全力を挙げるべきです。

皆さん、遺骨混じりの土砂を埋立てに使うなどという遺族の方の気持ちをこれは理解できるのではないのでしょうか。今回の埋立て用土砂採取計画の撤回を求める要請は単純に人道上の問題です。沖縄戦で亡くなった7万7,458名の日本兵は全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではありません。全国の問題だと考えるべきです。遺骨が発見された場合、行政側のフローチャートに基づいて処理するとされていますが、風化が進み発見されないケースが多いということは、その実態には目をつむり、遺族の心情に全く心を寄せないものではないのでしょうか。

私は、遺骨土砂問題は人道上の問題であり、沖縄戦で亡くなった日本兵、全国から派兵された青年たちのためにも、遺骨土砂は埋立て用に使用すべきではないと考えます。沖縄以外、全国どこにでも土砂はあるのではないのでしょうか。

これで、陳情第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書採択に関する陳情の採択に賛成する討論を終わります。

○議長（松田寛人議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第2号について、福祉教育常任委員長報告は不採択とすべきものです。

これより電子採決システムで採決いたします。

陳情第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書採択に関する陳情について、採択することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

[発言する人なし]

○議長（松田寛人議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成少数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

次に、陳情第3号について、討論通告者に対し順次討論を許します。

4番、鈴木秀信議員。

[4番 鈴木秀信議員登壇]

○4番（鈴木秀信議員） 議席番号4番、公明クラブの鈴木秀信です。

陳情第3号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情について、不採択とすべき立場から討論をいたします。

まず、冤罪については心の底から怒りを覚えますし、冤罪の撲滅を願わずにはいられません。私が国政関係者にヒアリングしたところ、この問題については課題と認識されながらも、ここ数年の間、衆参両院の法務委員会や政府内部で建設的な議論があまり行われた様子がなく、具体的には前進が見られたとは言えない状況であります。この点については、陳情された方々と思いを同じくするものであります。

しかしながら、陳情項目にある再審開始決定に対する不服申立ての禁止を制度化するなどの具体

的な提案については、政府や国会の責任ある部門において専門的な知見を駆使して結論を見いだすべきであると考えます。

那須塩原市議会においては具体的項目の是非を判断することではなく、その調査や疑問を国政において積極的に進めるよう促すことが妥当だと考えております。

特に、再審開始の決定に対する検察の不服申立ての禁止を制度化する点において、検察側、つまり被害者側の不利益がどれほどあるのか、また、被害者側の人権を考えた場合、どのような不利益があるのか、こういった点が不明確な状況において賛成することはできません。

結論として、本件陳情において提案された項目について、判断することは控えるべきであると考えて、不採択の討論といたします。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 24番、山本はるひ議員。

[24番 山本はるひ議員登壇]

○24番（山本はるひ議員） それでは、陳情第3号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情について、採択に賛成の立場で討論をいたします。

このたびの陳情について陳情者の主張を確認するために、冤罪と刑事訴訟法の再審規定について調べました。その中で、私なりの結論を申し述べれば、この陳情はもっともな内容だということです。罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける、これは冤罪で、冤罪は国家による最大の人権侵害の一つです。再審は冤罪被害者の救済のためにあるのですが、開かずの扉と言われるほどそのハードルは高く、冤罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。そして、それは各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える制度的、構造的な問題です。

刑事裁判の手続を定めた刑事訴訟法の500を超える条文のうち、再審関係は19しかありません。伝説の裁判官と呼ばれている元東京高裁裁判官の木谷明氏は、再審事件の審理を裁判所がどう進めるかの規定はないに等しい。無実の人が裁判官次第で救済されたり、されなかったりする不条理がまかり通っている。冤罪こそ最大の不正義だと指摘しています。非公開の再審請求権で証拠開示や証人尋問などの事実調べが全く行われなまま、再審請求が退けられる事件も珍しくありません。

再審法の改正について、分かりやすかった解説は日本弁護士連合会、いわゆる日弁連のホームページでした。日弁連は平和で安心して暮らせる社会を目指して、国家機関からの監督を受けない自治組織として運営されています。基本的人権の擁護と社会正義を実現するため様々な活動を行っていて、現在、日本全国全ての弁護士4万3,104人が日本弁護士連合会に登録しています。

実は、この日本弁護士連合会が再審法、刑事訴訟法の再審規定の改正を求めています。法律の専門家集団が改正を求めているのです。また、今年5月現在、全国で少なくとも49市町村議会が速やかな法改正を国に求める意見書を可決しています。改正の要望項目として、1つは検察官が持つ証拠の全面開示、2つ、再審開始決定に対する検察の不服申立て、いわゆる上訴の禁止・制限の2点を盛り込んでいます。

裁判は、人が人を裁くわけで、その中には間違いが起きることがあります。無実の人が拘束されて、仕事や家族や友人を失って、人生を奪われていることがあるのです。無実の人を誤った裁判から迅速に救済するために、現行の刑事訴訟法の再審規定の改正が必要です。

詳細については提出されている陳情の趣旨と理由に書いてあるとおりでと思うことから、国は直

ちに再審法の改正を行うべきと考えます。

以上、陳情に賛成の立場での討論といたします。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

〔1番 堤 正明議員登壇〕

○1番（堤 正明議員） 1番、堤正明でございます。

陳情第3号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情に対する賛成討論です。

陳情要旨の内容は、再審における検察手持ち証拠の全面開示及び再審開始決定に対する検察官の不服申立て（上訴）の禁止を国に要請する意見書の提出を求めるものです。

冤罪とはどのようなものなのか。それは、冤罪は国の最大の人権侵害です。誰もが冤罪の犠牲になる可能性を含んでおり、私たち市民の社会的課題です。

1967年茨城県で起きた布川事件で強盗殺人罪に問われ、2011年に再審無罪が確定した桜井昌司さんが国と県に賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は国と県に支払いを命じました。高裁判決は、警察官がポリグラフ検査で供述は全て虚偽と分かったとして、違法な取調べがあったと認定しました。

私たちが安心して生活するには、罪を犯した人が適正に処罰されるだけでは足りず、万が一にも無実の人が断罪され、いわれのない刑罰を強いられること、すなわち冤罪があってはならないと私は考えます。

再審とは冤罪から無実の人を救済するための最後の手段として、確定した裁判をもう一度やり直す制度です。袴田事件の袴田巖さんは、何年も前に再審開始決定が出て47年ぶりに釈放されました。とっくに無罪になっているものと思っていましたが、裁判が続いています。これは再審の開始を最

高裁自らが決定せず、高裁に差し戻したからです。袴田巖さんは50年以上にわたり身柄を拘束され、そのうち40年は死刑囚とされ投獄されていました。再審開始決定から7年、事件発生から55年がたっています。

また、名張毒ぶどう酒事件では再審開始決定から16年、事件発生から60年がたっていますが、再審開始決定の取消し、特別抗告等で再審開始に至っていません。再審開始決定に対して検察が上訴して取消しを申し立てるのは、いたずらに裁判を長引かせ、無実の人を苦しめることにほかなりません。

日本弁護士連合会においても再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止のこの2点を最優先課題と位置づけています。また、ヨーロッパでは再審開始決定された場合、直ちに再審開始する制度が確立をされています。

私は再審における証拠開示制度の確立、検察が不服申立て（上訴）を禁止する法律を策定すべきであると考えます。皆さんの力で救われる人が大勢おられます。

以上、陳情第3号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情に賛成する討論を終わります。

○議長（松田寛人議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第3号について、総務企画常任委員長報告は不採択とすべきものです。

これより電子採決システムで採決いたします。

陳情第3号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情について、採択することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 表決漏れなしと認め、確定をいたします。

賛成少数。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

◇

◎議案第67号～議案第75号の
予算常任委員長報告、質疑、討
論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第2、議案第67号から議案第75号までの補正予算案件9件を議題といたします。

ただいま申し上げました議案9件については、予算常任委員会に付託をしておりますので、審査の経過を報告願います。

予算常任委員長、10番、山形紀弘議員。

〔予算常任委員長 山形紀弘議員登壇〕

○予算常任委員長（山形紀弘議員） 予算常任委員会の審査の経過と結果について、御報告いたします。

令和3年9月那須塩原市議会定例会議において、当委員会に付託された案件は、議案第67号から議案第75号までの令和3年度補正予算案件9件です。

これらの付託案件を審査するため、9月24日、オンライン会議におきまして、委員25名が出席し、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その審査結果を申し上げます。

初めに、議案第67号 令和3年度那須塩原市一

般会計補正予算（第5号）については、委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号から議案第73号までの特別会計に係る補正予算案件6件については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第75号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）については、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算常任委員会の報告といたします。

○議長（松田寛人議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑はないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第67号から議案第75号までの9件について、討論の通告者がおりませんので、討論を省略したいと思います。

ただいまの9件について、予算常任委員長報告はいずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第67号から議案第75号までの9件について、

予算常任委員長報告のとおり決することで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第75号までの補正予算案件9件については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで15分間休憩をいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（松田寛人議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇

◎認定第1号～認定第9号の決算

審査特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第3、認定第1号から認定第9号までの決算認定案件9件を議題といたします。

ここで23番、齋藤寿一議員の退席を認めます。

〔23番 齋藤寿一議員退席〕

○議長（松田寛人議員） ただいま申し上げた認定案件9件については、決算審査特別委員会に付託をしております。

審査の結果を報告を願います。

決算審査特別委員長、17番、相馬剛議員。

〔決算審査特別委員長 相馬 剛議員登壇〕

○決算審査特別委員長（相馬 剛議員） それでは、決算審査特別委員会の審査の経過と結果について

御報告いたします。

令和3年9月那須塩原市議会定例会議において、当委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第9号までの決算認定案件9件でございます。

これらの付託案件を審査するため、9月24日、オンライン会議におきまして、委員24名の出席により決算審査特別委員会全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査に当たりましては、3人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、案件ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査の結果を申し上げます。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、質疑において、委員から国民健康保険特別会計の執行率が93.3%と前年度より下がっており、9億円の未執行があるが、このことについて質疑はあったかとの質疑があり、森本副委員長から質疑はありませんでしたとの答弁がありました。

また、国民健康保険財政調整基金について、残高が毎年膨らんでいることについて質疑はあったかとの質疑があり、森本副委員長から質疑はありませんでしたとの答弁がありました。

ハンドサインによる採決の結果、認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しま

した。

次に、認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論において委員から、歳出について執行率が85.2%と前年度より低く、予算が適正に執行されていない。以上のことから決算を認定することはできないとの反対討論がありました。

ハンドサインによる採決の結果、認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号から認定第7号までの特別会計特別に係る決算認定につきましては、委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号及び認定第9号の企業会計に係る剰余金の処分及び決算認定案件につきましては、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（松田寛人議員） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

まず、認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

1 番、堤正明議員。

〔1 番 堤 正明議員登壇〕

○1 番（堤 正明議員） 1 番、堤正明でございます。

認定第 2 号 令和 2 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を行います。

国民健康保険の財政運営が県に移って 3 年、国と県からインセンティブによる自治体同士を競わせる政策が強化をされています。

反対理由の第 1 は予算の執行率が悪化していることです。審査意見書の中で予算規模、予算現額 130 億 711 万 6,000 円、支出済額 121 億 3,273 万 2,386 円と予算の執行率が 93.3%と、元年度予算と比べ 1.8%減となっており、9 億円余りが未執行となっています。

反対の第 2 の理由は、ため込まれた財政調整基金にあります。令和 2 年度決算は、審査意見書の中でも述べられているとおり、前年度末より 1 億 3,557 万 3,544 円積み立てられ、本市の財政調整基金は 24 億 3,438 万 1,743 円となり、平成 29 年度末より毎年増加しています。こうした豊か過ぎる基金のため込みに対し、共産党は毎年適切ではないと繰り返し指摘してきました。余った額の半分以上を基金に積み立てなければならない規則があります。基金が増え続けるのは、市民サービスが足りないか保険料の取り過ぎかのどちらかではないでしょうか。

基金は市民から預かった大切な財産です。余ったらいつまでもため込まず、保険料を引き下げ、市民に還元するのが道理でございます。豊かな財政調整基金を市民優先に使い、保険料を引き下げ、払いやすい保険料にし、那須塩原市が全ての世帯に保険証を届くようにするべきでございます。きめ細やかな納税相談を強め、市民の命と健康を守

り、福祉の向上を目指すという市本来の仕事ができるよう強く求めます。

これで、認定第 2 号 令和 2 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を終わります。

○議長（松田寛人議員） 次に、3 番、林美幸議員。
〔3 番 林 美幸議員登壇〕

○3 番（林 美幸議員） 認定第 2 号 令和 2 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

令和 2 年度の国保特別会計の歳入総額 124 億 6,291 万 5,349 円に対し、歳出総額は 121 億 3,273 万 2,386 円であり、歳入歳出差引額は 3 億 3,018 万 2,963 円となっています。ただし、歳入の中には前年度繰越金 2 億 7,064 万 1,676 円を含んでおり、実質単年度収支では約 1 億 9,500 万円の黒字決算となっております。

国民健康保険税の収入は 28 億 7,942 万 3,369 円となり、前年度に比べて約 5,400 万円の減収でしたが、これは被保険者数の減少と新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少によるものですが、しかし、国保税全体の収納率は前年度の 76.83%から 80.23%と、3.4 ポイントアップしており、収納対策の強化が図られたものと評価するところです。

また、保健事業では、特定健康診査、特定保健指導事業や、重症化予防対策事業、健康度アップ事業、また、疾病予防のための人間ドックや脳ドック助成事業などの取組により、被保険者の健康の保持、増進及び医療費の適正化が認められるところです。

被保険者数の減少により国民健康保険税が減少傾向にある一方、被保険者の高齢化や医療技術の高度化により医療費の大幅な減少は見込まれないなど、国保運営の厳しい状況を踏まえた上で、今

後も継続的に健全な運営を維持していくため、医療費の適正化や国保税の収納率向上に努めるなど適正な運営を図っているものと判断するものです。

以上の理由から、令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の賛成討論いたします。

○議長（松田寛人議員） 以上で討論を終結いたします。

認定第2号について、決算審査特別委員長の報告は原案のとおり認定すべきものです。

電子採決システムにより採決をいたします。

認定第2号について、決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

まず初めに、1番、堤正明議員。

〔1番 堤 正明議員登壇〕

○1番（堤 正明議員） 議席番号1番、堤正明でございます。

認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論でございます。

令和2年度決算は、第7期那須塩原市介護保険事業計画の最終年に当たります。介護保険の国庫

負担が25%と少ないことからくる構造的欠陥が、健康弱者の生活と命を守る介護保険制度となり切れない状況を根本的に変えることが求められています。

反対の第1の理由は、先ほどと同じように予算の執行率が悪化していることです。審査意見書の中で予算現額94億9,677万6,000円、支出済額80億9,577万6,999円と予算の執行率が85.2%と元年度予算と比べ2.9%減となっており、14億円余りが未執行となっています。

反対の第2の理由は、ため込まれた財政調整基金にあります。本市の財政調整基金は13億5,393万7,597円となり、ここ数年、毎年増加をしています。基金が増え続けるのは、先ほどと同じように市民サービスが足りないか保険料の取り過ぎかのどちらかでございます。基金は市民から預かった大切な財産です。余ったらいつまでもため込まず、保険料を引き下げ、市民に還元するのが道理です。

高齢者や健康弱者が安心して暮らせる社会こそ、誰もが安心して暮らせる社会につながります。いつまでも住み慣れた場所で安心して暮らせるよう、要支援者、要介護者の健康と暮らしを守る那須塩原市本来の介護ができるよう強く求めていきます。

これで、認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を終わります。

○議長（松田寛人議員） 次に、11番、星野健二議員。

○11番（星野健二議員） 議席番号11番、星野健二です。

認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

令和2年度の介護保険特別会計は、歳入総額86

億9,642万3,794円に対し、歳出総額は80億9,577万6,999円、差引き6億64万6,795円の黒字収支となっています。ただし、歳入の中には前年度繰越金4億3,217万9,439円を含んでおり、実質単年度収支では1億6,846万7,356円の黒字決算となっております。

介護保険料の収入は20億1,541万827円となり、前年度に比べて1,093万8,545円の増収でした。また、介護保険料全体の収納率は、前年度の97.77%から98.40%と0.63ポイントアップしており、収入対策の強化が図られたものと評価するところです。

本市における65歳以上の高齢者人口は、2015年以降増加を続け、総人口に占める割合は2015年は24.1%でしたが、2025年には29.7%になるものと予測されており、その中に占める後期高齢者は1万8,383人と前期高齢者の1万5,796人を上回ると見込まれております。

そのような中、令和2年度の介護老人福祉施設入所待機者は、令和2年度末で248人と令和元年度より8人増加しておりますが、この要因については新型コロナウイルス感染症の影響により、新規受入れを控えている事業所があること、介護職員が不足していることにより受入れができない事業所があるもの等によるものです。

本市の介護福祉事業が抱える問題として、特別養護老人ホームの介護職員などが不足していることは事実であり、これらの課題については現在運用を開始している第8期計画において解決すべき問題ではありますが、これまでの取組は評価できるものであります。

また、独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれる中で、介護保険事業給付額が毎年3%から4%程度の増加が見込まれており、本市の高齢福祉の財政負担は厳しさを増すことが予想

されます。

県内の市町でも、給付費の増加と基金残高の不足などにより、保険料の値上げに踏み切った自治体が多い中、本市では財政調整基金を計画的に活用することにより、第8期においても保険料の値上げを行わず据置きしたところ、第8期においては県内でも4番目に低い保険料基準額を設定することができております。

また、第7期では10段階であった保険料の負担区分を、第8期では12段階とより細かく設定することで、介護保険料の負担の格差についても最小限度になるよう努めている等、適切な保険料の算定のために取り組んでおります。

今後も介護保険施設等の動向、または給付費の推移について慎重な分析を行っていただき、令和2年度の本市における介護保険事業は適切な基盤整備や保険料率の設定、基金運用等を図り、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築が進められてきたことを評価し、令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対し賛成いたします。

○議長（松田寛人議員） 以上で討論を終結いたします。

認定第4号について決算審査特別委員長の報告は原案のとおり認定すべきものです。

電子採決システムにより採決いたします。

認定第4号について、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 表決漏れなしと認め、確

定いたします。

賛成多数。

よって、認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第1号、認定第3号及び認定第5号から認定第9号までの決算認定案件7件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

認定第1号、認定第3号及び認定第5号から認定第7号までの普通会計決算認定案件5件について、決算審査特別委員長の報告はいずれも原案のとおり認定すべきもの。認定第8号及び認定第9号の企業会計決算認定案件2件については可決及び認定すべきものです。

採決いたします。

認定第1号、認定第3号及び認定第5号から認定第7号までの普通会計決算認定案件5件について、決算審査特別委員長報告のとおり認定し、認定第8号及び認定第9号の企業会計決算認定案件2件については可決及び認定することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、認定第3号及び認定第5号から認定第7号までの普通会計決算認定案件5件については、原案のとおり認定。認定第8号及び認定第9号の企業会計決算認定案件2件については、原案のとおり可決及び認定されました。

ここで23番、齋藤寿一議員の着席を許可いたします。

〔23番 齋藤寿一議員着席〕

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に日程第4、議案第80号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 議案第80号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）について提案の御説明を申し上げます。

本案は新型コロナウイルスワクチン接種の加速化等に要する経費について予算措置を行うものであります。

歳入歳出それぞれ9,888万円を追加し、予算総額を512億8,224万3,000円とするものであります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松田寛人議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第80号については、原案のとおり決することで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第5、議案第81号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（渡邊和明） 議案第81号 財産の取得について提案の説明を申し上げます。

本案は、職員入力端末機器の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の取得は、職員用端末の定期的な入替えに伴う119台の購入でありまして、契約の相手方は、指名競争入札の結果、有限会社橋本屋 那須塩原支店となっております。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松田寛人議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第81号については、原案のとおり決することで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎発議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第6、発議第18号 那須塩原市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

〔議会運営委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） それでは、発議第18号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について御説明いたします。

今回、会議規則の一部改正の案件につきましては、陳情及びそれに類するもの（要望書などの）陳情書の処理について、これまでは請願に適合するものは審査の対象としておりましたが、今後は、その内容によっては、別添の請願、陳情取扱いフローのように処理の方法を変えることとしたため、規則の一部を新旧対照表のとおり改正するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松田寛人議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、
質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 討論がないようですので、
討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認め、討論を
終結いたします。

これより採決いたします。

発議第18号については、原案のとおり決するこ
とに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第18号 那須塩原市議会会議規則
の一部改正については、原案のとおり可決されま
した。



◎発議第19号の上程、説明、質
疑、討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第7、発議第
19号 那須塩原市議会業務継続計画（BCP）の
改定についてを議題といたします。

発議第19号については私から説明をいたします。

議会BCPの改定については、感染症を見据え
た参集範囲の変更に加え、タブレットの導入やオ
ンライン会議の活用などを踏まえ、改定するもの
です。

改定案についてはお手元に配付のとおりです。

説明は以上です。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、
質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 討論がないようですので、
討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認め、討論を
終結いたします。

これより採決いたします。

発議第19号については、原案のとおり決するこ
とに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第19号 那須塩原市議会業務継続
計画（BCP）の改定については、原案のとおり
可決されました。



◎発議第20号の上程、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第8、発議第
20号 議員の派遣についてを議題といたします。

発議第20号については那須塩原市議会会議規則
第167条の規定により、お手元に配付のとおり、
議員を派遣したいと思います。異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎発議第21号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第9、発議第21号 選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務企画常任委員長、10番、山形紀弘議員。

〔総務企画常任委員長 山形紀弘議員登壇〕

○総務企画常任委員長（山形紀弘議員） 発議第21号 選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書の提出について説明を申し上げます。

民法第750条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定し、夫婦同姓を義務づけています。

近年、「通称では2つの姓の使い分けが必要。女性活躍の妨げになっている」、「改姓を避けるために結婚を諦めることや結婚を先延ばしに」、「事実婚を選択すると子供を持ちづらい」など選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見があり、一方、選択的夫婦別姓制度の導入は、家族の絆や、家族観を壊してしまうのではないかとといった懸念や、子供の姓をどうするのかなど、家族をめぐる様々な問題が生じるといった意見もあります。

選択的夫婦別姓制度については、導入を求める意見も多くある一方で、当人の人生を左右する大きな問題でもあることから十分な議論が求められております。このことから、国会及び政府へ、選択的夫婦別姓制度について、様々な意見や社会情勢を踏まえた上で深く議論するように意見書を提出するものです。提出する意見書についてはお手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、趣旨を御理解の上、御賛同くださいますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（松田寛人議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第21号については、原案のとおり決すること、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第21号 選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎市長挨拶

○議長（松田寛人議員） 以上で令和3年9月那須塩原市議会定例会議の議事は全て終了いたしました。

散会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

25日間にわたる今会議も本日で閉会の運びとな

りました。この会議では、人事案件をはじめ令和3年度補正予算案件、令和2年度決算認定案件、条例の一部改正案件のほか、本日の追加案件を含めた計31件の案件につきまして、慎重に御審議いただき、それぞれ御決定を賜りました。誠にありがとうございました。

さて、本日、入湯税引上げ措置期間終了に係る税条例の一部改正が行われました。私は、コロナ禍でも持続可能な観光をどのようにしたら行うことができるか、昨年大変悩みました。昨年、市民の方を対象にLINEでアンケートを行ったところ、「観光は非常に心配である」、「市長が自ら先頭に立ってGoToキャンペーンの中止を訴えてほしい」「観光客が来ることによって感染が広まるのではないか」、そういった意見がある一方で、当然ながら観光業の関係者の方々は切実な問題であります。

そこで、私は3つの概念を打ち出しました。

1つは「信頼」、安心・安全の見える化ということで観光事業者の方へのPCR検査実施。

2つ目は「ウェルネス」、しっかり感染対策を取ることで、コロナ後も那須塩原市は感染対策をしっかり取り組んだところであると、それにつながってウェルネスのブランドイメージも上がるのではないかと。

そして、3つ目が「責任ある観光」と。レスポンスブルーツーリズムということで、入湯税の引上げをさせていただきました。

もちろん、この入湯税の引上げ、様々な議論ございましたし、お叱りも多々いただきましたし、御迷惑をおかけした方々もいらっしゃいます。そういった方々についてはおわびを申し上げたいと思っています。

しかし、一方で、市民の中からは観光客から入湯税を取って、それを観光客に充てるということ

は理解はできるというお声もありました。私はやはりコロナ禍のキーワード、これは「合意」であると思っています。

これは観光業だけではないと思っておりませんが、もちろん今申し上げた3つの取組で100%市民の方々がコロナ禍で観光業を行うことについて合意できたかと言えば、そうではないかもしれません。しかし、私は観光を何とかして再開をしたいという事業者の皆さん、それから観光客が来て心配であるといった一般市民の方々の気持ちを少しでも寄せていきたいと。

観光客怖いけれども、PCR検査を行ってくれて、しかも観光客からお金を取る、つまり比較的意識の高い観光客が来てくれるのであればやむを得ないよねというように、少し意識を寄せていきたいということで取り組ませていただきました。

今現在はワクチン接種かなり進んでおりますので、PCR検査よりもワクチン接種進めていく。それから財源の確保は十分にできましたので、期間を終了させていきたいというふうに考えております。

この「責任ある観光」を、今回はコロナ禍ということでコロナ対策に特化をしておりましたが、やはり「責任ある観光」レスポンスブルーツーリズムというのは、ごみ問題もそうですけれども、今後も議論をしていく余地のある分野だと思っています。

そして、現在はワクチン接種かなり進んでおります。今日現在、那須塩原市12歳以上の方で1回目の接種が終わった方は80%を超えました。2回目の接種を終えた方が58.6%になりまして、9月末までに8割、2回目も6割完了というのはほぼほぼ達成できると見込んでおります。この数値は栃木県内で、特に1回目接種に関しては市では最も高い接種率となっております。

ワクチンの接種を進めることにより、ほかの地域がまだワクチン接種に取りかかっている間に、那須塩原市としては次の段階に踏み出せると、アドバンテージになると私は考えております。

まずは、経済の再開をして、もちろん感染対策を取った上ですけれども、経済の再開をしっかりすると。そして、やはりコロナ後の那須塩原市をしっかりつくっていくことだと思います。

先日、私は竹中平蔵さんの話を聞きました。竹中さんというと、好みがあるかと思いますが、そのとき聞いた講演は非常にすばらしいものでありました。ダボス会議に彼が出席したところ、会議で話されていた話は、経済と環境問題がほとんどで、コロナ対策の話は全くされていないと。つまり、これはもうウィズコロナ、コロナとの共存を前提として世界では議論をしていると。しかし、一方で、日本では国内に帰ってくるといまだに今日は感染者は何人だとか、コロナの話ばかりだと、非常に違和感があったと。日本の病床、何十万、百万といった病床がある中で、僅か2,200人の重症者が出るだけで医療崩壊になってしまうというのは、やはりこれは運営に問題あると。そうした観点から、やはり日本はこれからやるべき道は、デジタル化と気候変動であるという話を聞きまして、私自身、那須塩原で今進めていた取組、よかったなと改めて痛感をいたしました。

このコロナ禍で、IT系の企業の皆さんが那須塩原にたくさんではないですけれども、少しずつ住まいを移していただいております。ABEJAというグーグルから出資を受けている、もうこの業界では知らない人はいないぐらいの大変先鋭な会社の社長でもおられる岡田社長、今は那須塩原市のフェローとして様々な御意見いただいております。

岡田フェローのおかげで、先日内閣府担当大臣

の補佐官でおられる小林補佐官とデジタル化について様々な意見をさせていただきました。公民館にネットワークを移して、わざわざ市役所に行かなくても市民の方が公民館に行けば、ほとんどの手続を終わらせられるようにしたらどうかといった、私がふだん申し上げている地域分散型社会の実現から、これはまだ提案ベースの話ですので、すぐに何かやるわけじゃないですけれども、補佐官からは、例えば公民館を携帯電話会社に運営してもらう、あるいはカフェなども併設して、そうすることによって特定の年代だけが使うのではなくて、老若男女幅広い方が公民館になじみを持っていただけるのではないかと、携帯電話会社に運営させることによって、デジタル化の様々なレクチャーも進められるのではないかと、そういった御意見もありました。

公民館が主軸となって地域の分散型社会が進めば、もちろん保健福祉に関する施策はこれは一律ですが、例えば防災に関する取組、それから地域のコミュニティ、そういった発信は公民館単位で行うことによって防災を、今は一律で行っていますが、当たり前ですが、地域によって全く情勢が違います。そういった地域ごとの特性を生かした施策が今後進むのではないかと、非常に期待をしているところでございます。

気候変動に関しましては、特に適応、国内でもフロントランナー的な存在でございます。市政の大きな柱はデジタル化と気候変動になるかと思いますが、市独自の今後の取組としては、やはり1つは、食の打ち出し、農業と食の打ち出しだと考えております。その中で、青木の道の駅の整備の話もございます。この青木の道の駅、私はただただ一集客施設ではないと思っております。那須塩原市の食の原点、那須塩原市の農業の原点の発信基地、アイデンティティーとしても活用できるの

ではないかと考えております。日々専門家の方や農業の第一人者、様々な方々との意見交換をしております、できる限り議会の皆様にも情報提供をしていきたいと考えております。

もう一つは、那須塩原駅前の活性化であります。

私は常々、那須塩原駅に降りて、何もないよねと、寂しいよねとそういった意見多々聞いております。やはり那須塩原駅を一つの名所にしたいと。那須塩原駅に行けば那須を体験できるゾーンをつくりたいんだ、そういったことを申しております。こちらについても、これまでも那須塩原駅前ビジョン有識者会議といった有識者の方々、それからまちづくりの専門家、様々な方々と意見をくみ交わしております。那須塩原市に新しい名所をつくらなければならないと、那須塩原駅をしっかりと活性化させていくことが必要だと思っております。

結びになりますが、那須塩原市議会でも、今回もコロナ対策、様々な取組を行ってまいりました。委員会のリモート開催であったり、一般質問の入替え制、これは本当に私はすばらしいことだと思っております。国会など見ますと、全然コロナ禍で何か、もちろん対策はしてはいるんでしょうけれども、大規模な改革というのは進んでいないのではないかと私は感じております。大分職員の方へのヒアリング、リモートで行われるようになりましたが、中にはやはり年配の議員さん、これは国会ですけれども、官僚が目の前でパソコンで打っているのが失礼だと、メモを取れと言って、わざわざその話をメモに落として、事務所に戻ってパソコンに打ち直さねばならないと。全く非効率であります。

やはり、地方から変わっていかねばならない。私は常々、地方ができることではなくて、地方からやらなければならないこと、たくさんあると思っております。その一つが議会改革であると私

も思っております。

那須塩原市議会の取組が全国の議会に波及をして、やがては国会へ波及して、本当に効率的な、今本当に必要な議論ができる場になっていただけるよう期待を込めております。

今後とも御指導、御鞭撻をいただきながら、そして議会の皆様と共に、地方でできることではなくて、地方からやらなければならない、そうした取組をしっかりと進め、那須塩原の繁栄につなげるよう尽力してまいります。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（松田寛人議員） それでは、散会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

去る9月3日から25日間にわたり開会されました令和3年9月那須塩原市議会定例会議は、提出されました議案につきまして御協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程で各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところでございます。

また、今回の本定例会議は緊急事態宣言中の開催でありました。執行部並びに議員各位におかれましては、議員の半数入替れ制、また委員会のリモートの開催、感染症対策の実施をしていただきまして、御協力いただきまして本当にありがとうございました。

10月に今後入りますけれども、議会はありませんが、皆さん、寒くなる季節でございますから体には十分気をつけていただきたいと思います。

以上でございます。

それでは、これもちまして本定例会議を散会
いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 零時03分

上記会議録を証するため下記署名する。

令和3年9月27日

議 長 松 田 寛 人

署 名 議 員 森 本 彰 伸

署 名 議 員 益 子 丈 弘